

様式第4号の2

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

令和4年7月1日

長野県知事 阿部 守一 殿

譲受人 駒ヶ根 太郎

譲渡人 天竜 一郎

(譲渡人が2名以上いる場合は、別紙に記入してもよい。)

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定(移転)したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住 所								
	譲受人	駒ヶ根 太郎	長野 都道(県)	駒ヶ根 市(市)	赤穂 町(町)	1**4-5					
	譲渡人	天竜 一郎	長野 都道(県)	駒ヶ根 市(市)	赤穂 町(町)	99*8-7					
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目	面積	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 権利の種類	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別					
	駒ヶ根市赤穂	10##2-1	田 田	265		天竜一郎					
	駒ヶ根市赤穂	10##3-1	畑 畑	235		宝剣次郎					
	※(注2) 筆数が多い場合、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付する										
計		㎡ (田	㎡ 畑	㎡ 採草放牧地	㎡)						
3 転用計画	(1) 転用の目的	住宅用地(店舗用地)									
	(2) 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細	<ul style="list-style-type: none"> 譲受(借)人は、現在借家住まいであるが、子どもの成長と共に手狭になったため、親の所有する申請地に住宅を建築したい。(譲受(借)人は、〇〇の販売をしているが、店舗拡張のため、隣接する土地を譲り受けたい。) 譲渡(貸)人は、高齢で農業を縮小したいので、譲受(借)人の要請に応ずる。 									
	(3) 事業操業の期間または施設の利用期間	令和4年8月10日から 永 年間									
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期	第2期	合 計						
	名称	棟数	建築面積	所要面積	名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成			500 ㎡							500 ㎡
	建築物	住宅 1	89.3 ㎡						1	89.3 ㎡	
	工作物										
	計	1	89.3	500					1	89.3	500
4 権利を設定し又は移転しようとする契約内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他(売買単価価額等)						
	所有権(注3)	設定 移転	令和4年3月30日	永 年	㎡当たり 5,000円(注4)						
5 資金調達についての計画	※記入例 合計 2,700万円		土地代 1,000万円	借入金 2,200万円							
			土地造成費 200万円	自己資金 500万円							
			建築費 1,500万円		(注5)						
6 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> 周辺農地とは段差はなく、敷地をコンクリート舗装するため土砂の流出のおそれは無い。 雨水は、敷地内に浸透枡を設け、地下浸透処理を行い、汚水は公共下水に排出する。 店舗の照明については、農地側の窓を小さくするとともに、カーテンで遮光し影響が出ないようにする。 										
7 その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 隣接に農地がある場合は、事前に説明し了承を得た後、『隣接農地所有者「〇〇氏」及び「△△氏」に説明をし了承を得た。』と記入すること。公図の写しに記載してある隣接農地の所有者耕作者全員に同意を取ってください。 その他必要に応じて記入すること。 										

記載注意(許可申請書〔原本〕の欄外にある「記載注意」も必ずお読みください。)

※注1 所有者と耕作者が異なる場合、必ず同意書を添付。(又は権利設定の解約手続きを済ませておくこと。)

※注2 欄内に記載できない場合、「別紙のとおり」として記載してもよい。

※注3 売買、交換、贈与等の場合は「所有権」(右の欄には「移転」に○をする)、有償での賃貸借の場合は「賃貸借権」(右の欄には「設定」に○をする)、無償での賃貸借の場合は「使用貸借権」(右の欄には「設定」に○をする)となる。

※注4 売買の場合は、㎡当たりの単価を記入すること。賃貸借の場合は、㎡当たりの賃借料(年・月・日の単位も記載する)を記載すること。交換、贈与及び使用貸借の場合は、その理由を「7その他参考…」の欄に記載してください。

※注5 資金額の根拠となる「融資証明書」及び「残高証明書」を添付すること。